

落選運動は公職選挙法上の「選挙運動」ではありません

公選法における「選挙運動」とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために、直接または間接に必要なかつ有利な行為」と定義しています。（選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法〔第15次改訂版〕（ぎょうせい・2014年174頁）

従ってある選挙において「特定の候補者の当選の目的がなく」、現実には「特定の候補者の投票を得または得させるための行為がない」落選運動に関しては公職選挙法にいう「選挙運動」に該当しないことになります。

選挙運動とは「特定の候補者の当選させる目的」で言わば「投票依頼行為」があることに對して、落選運動とは「特定の候補の落選を目的」で「その落選候補者に投票を得さしめない行為」を言うこととなります。……

2013年5月に施行された「改正公職選挙法」においてインターネット選挙運動が解禁されました。この改正に際して第142条の5に「当選を得さしめない為の活動」＝落選運動について初めて選挙運動と区別して一定の条文を設けました。公職選挙法は「選挙運動」については様々な規制をしていますが、落選運動については、「選挙運動」と条文上も明白に区別することになり、告示後の規制が一部なされただけです。

「改正公職選挙法」142条の5

（インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者の表示義務）

第142条の5 選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に、ウェブサイト等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

2 選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画にその者の電子メールアドレス及び氏名又は名称を正しく表示しなければならない。

以上の通り、落選運動は公職選挙法の「選挙運動」ではない以上、告示前に特定の議員を落選させる運動をしても公職選挙法上の「事前運動」には抵触しません。落選運動は一般の政治活動ですから、インターネット、ブログ、HP、ツイッターなどで参議院選挙や来

る衆議院議員選挙で〇〇、××議員を落選させようと記載してもかまいません。集会、デモなどで〇〇、××議員を落選させようと一般の政治活動ですから、何ら違法ではありません。「安保法制賛成議員を落選させよう!!」「〇〇議員を参議院選挙で落選させよう」という政治的要求を掲げて集会、デモなどの運動をするだけでは政治的な活動であって問題はありません。・・・

ただし、

(注) 落選運動は一定の場合に「選挙運動」に該当する可能性がある点を総務省のガイドラインでは指摘しています。

『改正公職選挙法（インターネット選挙運動の解禁）ガイドライン（第1版平成25年4月26日）』の29頁から30頁において、「ある候補者の落選を目的とする行為であってもそれが他の候補者の当選を図る目的とするものであれば選挙運動となる」可能性を指摘・・・落選運動の個人や団体の「主観的な目的」「動機」などではなく「落選運動の目的」が「他の候補者の当選を図る目的」であると「客観的に認定される」場合を想定・・・
・・・例えばA候補を落選させようと運動しながら、他方ではB候補の選挙運動を客観的に行うような場合が該当するのであろうと思われま

す。一人区で、マスコミの報道で2人しか立候補候補者がいないと予想される場合に、A候補を落選させようという落選運動は、他の「B候補を利することに結果としてなる可能性」があるから選挙運動になるのではないかという心配をされる方もおられます。しかし一人区で、2人しか立候補候補者がいないと予想される場合に、A候補を落選させる運動だけで、B候補の推薦、投票の依頼行為がない限り、「B候補の選挙運動」にはなりません。

もちろん落選運動に特化して運動する限り、それが選挙運動に該当しないことは明らかです。

以上の通り選挙の告示前は落選運動に関しては選挙運動に該当せず、公職選挙法に言う「事前運動」にも抵触しません。

一市民がB候補を「内心」支援しようと思ひ、A候補を落選させる運動をしたからと言ってB候補を支援する対外的な「選挙運動」をしない限り「動機」「内心」を罰することは近代刑法ではできないことは当然ですので、このような場合をも「選挙運動」に該当するとは、総務省のガイドラインは述べていないことは明らかです。

【以上の文は 下記サイト↓からの引用です・文責・玉田文男：sha-fuku@cc9.ne.jp
メルアド↑】

<http://rakusen-sien.com/>